双葉町　〃　一二、六〇〇円
大越町　〃　一二、六〇〇円
計（十市町）　七〇八、八〇〇円
3　夜間高校給食施設設備に対する補助金
県立福島第二高等学校
交付額　一九二、八五三円

八　学校給食優良学校の表彰

昭和三十二年度文部大臣表彰の学校給食優良学校として、左記学校を推せん中のところ、去る十月八日秋田市にて開催の第八回全国学校給食研究協議大会席上で表彰された。

平市第一小学校

九　ユニセフ協力募金の実施

前年度に引き続き、昭和三十二年四月から開始された第二回ユニセフ協力募金も、各関係学校の多大な協力により、良好な募金成績をあげ、十月末日をもって終了した。その募金成績は、次のとおりである。

拠出校数　小・中・高校　一六五校
募金総額　一八四、三八七円

十　学校給食用牛乳の供給

牛乳の消費を拡大して、酪農の発展をはかるとともに、学童の体位の向上に資するという目的にて、国の多大な助成のもと、一月から三月までの間学校給食に牛乳が供給されることになり、本県においても、次のとおり相当量の牛乳が使用された。

供給対象人員
小中学校一八一校　一〇七、七九一名
夜間高校　一一校　二、四〇七名
供給数量　三、〇〇〇名

第六節　社会体育レクリエーションの振興を如何に進めたか

一、体育指導委員について

昭和二十九年度より各管内一名あての社会体育指導委員を委嘱し社会体育レクリエーションの振興に尽力してきたが、本年より文部省が中心となり全国各市町村に体育指導委員を設置することになり本県においてもこの趣旨により、設置要領により各市町村の人口を基礎とし、学区・地勢等を勘案のうえ八月一日付で体育指導委員四八〇名、体育振興委員二〇名をお願いした。

○福島県体育指導委員設置要領（抜萃）

一、趣　旨

明朗、健康で活力に富んだ県民生活を確立するためにスポーツのもつ役割は極めて大きいものがある。よって体育指導委員を設置して、地方の体育指導組織を確立し、その活発な活動をとおして生活に直結したスポーツの振興をはかる。

一、選任方法

1　市、町、村教育委員会はたとえば市町村体育指導委員選考委員会等を設け選考基準にもとずき候補者を選考し、当該県教育委員会事務局出張所長を通じて県教育長宛推せんする。

一、選考基準

当該市町村に生活の根拠をもち、人格高潔で体育の振興に理解と熱意を有し、次のいずれかに該当するものであること。

1 市町村または職場において体育の実際的指導の立場にあるもの
2 青年団、婦人会、PTA、町内会部落会等の各種団体および職場に所属し、体育の指導的立場にあるもの
3 その他体育の学識経験者

一、任　務

1 市町村の体育事業全般について協力し、従来の有志指導者の働きを一層高め、地方体育の充実をはかる。
2 市町村の体育組織の育成、拡充につとめる。
3 市町村体育施設の状況を確認し、最も有効な利用方法を協議し実施する。
4 各関係団体と協議して、行事の総合的な調整をはかる。
5 公民館を通じての体育活動に協力する。
6 婦人会、青年団、PTA等の各種団体や職場体育活動に協力する。
7 市町村で行われる体育指導の研修会に協力する。

一、性　格

1 市町村教育委員会と協力できるもの
2 組織体の運営のできるもの
3 学校教育並びに社会教育に深い関心と理解をもつもの
4 市町村体育行事の運営企画ができるもの
5 地方体育組織のリーダーになりうるもの

一、任　期

二ヵ年とする。

一、体育振興委員について

体育振興委員は、体育指導委員に準じ設置するものであり、その任務は体育指導委員の指導助言に当るものとする。

○体育指導委員市町村設置数

信夫出張所
福島市　一五　飯坂町　五
吾妻村　五　信夫村　三
松川町　五　川俣町　五
飯野町　三
計　四一

伊達出張所
桑折町　四　国見町　三
梁川町　五　保原町　五